

令和7年10月第10回 真庭市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和7年10月10日（金）

午前10時00分から午前10時50分

2. 開催場所 本庁舎 2階 大会議室

3. 出席委員（36人）

会長 19番 矢谷光生

職務代理 18番 石原謙男

農業委員	1番 山懸将伸	2番 岡田耕平	3番 妹尾宗夫	5番 太田 明
	7番 沼本通明	9番 入澤靖昭	10番 柴田博行	12番 中山克己
	14番 吉岡 靖	15番 後藤 勤	16番 福島康夫	17番 池本 彰
推進委員	20番 平 義男	21番 梶原啓二	22番 西谷玲子	23番 中嶋久志
	24番 井手宏治	25番 築澤安彦	26番 松下 功	27番 上田房次郎
	28番 太安隆文	30番 根本 章	31番 田中秀樹	34番 高谷明弘
	36番 浅田光明	38番 各務和裕	39番 東郷朝夫	40番 山中正義
	41番 池田久美子	42番 二若正次	43番 高見寛二	44番 佐子ゆかり
	45番 筒井一行	46番 清水 晃		

4. 欠席委員（9人）

農業委員	4番 池田 実	6番 池田和道	8番 樋口昌子	11番 松本正幸
	13番 武村一夫			
推進委員	29番 白石壽平	32番 長尾 修	33番 二宗貴志	37番 戸田典宏

5. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 議案第42号 農地法第3条の規定による許可申請書の審議について

日程第3 議案第43号 農地法第4条の規定による許可申請書の審議について

日程第4 議案第44号 農地法第5条の規定による許可申請書の審議について

日程第5 議案第45号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告について

日程第6 報告第17号 農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芦川 徹 事務局次長 美甘真弓 主幹 柴田正人 主事 岡村侑磨
主事 福井悠大 福田有子

7. 会議の概要

(午前10時00分 開会)

- 事務局長 皆さんおはようございます。
ただいまから令和7年10月総会を開会いたします。
それでは、会長よりご挨拶お願ひいたします。
- 会 長 おはようございます。ご苦労さまです。
朝昼非常に冷えてきまして、心配しておりましたけど、秋が来たんだなというふうに思います。日中はまだまだ10月は暑いということなんで気をつけたいというふうに思います。9月はまさに稲刈りの月だったんですけど、かなり雨のほうも降りまして刈取りには非常に苦労されたんだろうというふうに思います。これから中生が、今最中ぐらいでこれから刈取りを行うというところもあると思いますけど、台風のほうが昨日は22号、割とすごい大きいやつが来まして関東のほうは吹いたんだろうというふうに思います。秋の台風シーズンでありますけど、また23号が四国沖を曲がって、また東のほうへ進むというような予報も出ております。何とか秋晴れが続いてほしいというふうに思います。被害がないことを祈っております。
国のほうも臨時国会を開く時期だということですけど、なかなか開けないというような情報が流れています。農政のほうも農水大臣が決まらんと、なかなか前に進まないんだろうというふうに思います。非常に大事な時期ですんで、国のほうにもしっかりと対応していただけるように願っております。
それでは、これより10月総会を開会したいと思います。よろしくお願ひいたします。
- 事務局長 ありがとうございます。
それでは、進めさせていただきます。
- 本日の欠席委員は5名の方から報告いただいております。4番委員、6番委員、8番委員、11番委員、13番委員でございます。遅参の方はいらっしゃいません。よって、ただいまの出席委員は19名中14名でございます。定足数に達しておりますので、10月総会が成立しておりますことをご報告いたします。
- それでは、真庭市農業委員会会議規則第5条により、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行を会長よろしくお願ひいたします。
- 議 長 それでは、これより議事に入ります。
本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりでございます。
日程1、議事録署名委員の指名を行います。
本総会の議事録署名委員は、会議規則第35条の規定により、議長において指名させていただくことにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

- 議長 それでは、議事録署名委員は、1番、██████████委员、2番、██████████
██████████ 委員を指名いたします。
- 日程2、議案第42号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。
- 番号1について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局主事 議長。
- 議長 はい、事務局。
- 事務局主事 議案第42号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議について。
- 1ページをお開きください。
- 本日審議していただく案件は12件となります。農地法第3条第2項の各号におきましては、申請書によって審議しました結果、全件とも該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。
- 番号1でございますが、市外の譲渡人が、北房の譲受人に、申請農地、田1筆694m²を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 それでは、現地調査を行った結果について、11番委員さんが欠席されておりますので事務局から説明をお願いいたします。
- 事務局主事 議長。
- 議長 はい、事務局。
- 事務局主事 代読いたします。
- 譲渡人は他県に在住しています。譲渡人の所有する家屋と土地を処分することになり、一部の土地を譲受人が購入することになりました。譲渡人は現在家庭菜園として、この田で耕作を行っています。譲受人の耕作状況についてですが、譲受人はほかにも畠を所有し、家庭菜園を行っています。農機具も管理機、草刈り機を所有しています。現在所有している畠もきれいに管理されているので、今後も耕作されると思います。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 それでは、番号2について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局主事 番号2でございますが、市外の譲渡人が、北房の譲受人に、申請農地、田1筆160m²、畠1筆81m²を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 それでは、現地調査を行った結果について、22番推進委員さんから説明をお願いいたします。
- 22番推進委員 議長、22番推進委員です。

- 議長 はい、22番推進委員。
- 22番推進委員 議案第42号の2番につきまして、10月5日、譲受人の立会いの下、現地確認と聞き取り調査を行いました。譲渡人は長年もう県外に住んでおり、地元にも帰る気持ちはなく、近くの譲受人に売買を打診したところ、快く引き受けましたので売買することにいたしました。譲受人は退職後地元に帰り、農業に従事しています。家族は妻と2人ですが、取得した土地の利用計画も明確であります。今後も引き続き農業に従事すると認められます。農地取得後、転売、賃貸などの心配はありません。
- 以上、審議のほどよろしくお願ひいたします。
- 議長 ありがとうございました。
- 手続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局主事 番号3でございますが、市外の譲渡人が、北房の譲受人に、申請農地、田2筆1, 527m²を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 それでは、現地調査を行った結果について、7番委員さんから説明をお願いいたします。
- 7番委員 議長。
- 議長 はい、7番委員。
- 7番委員 それでは、3番について説明をさせていただきます。
- 去る10月5日に譲受人立会いの下に確認を行いました。譲渡人は県外ですので電話で確認を行っております。権利移転する事由の詳細ですけれども、譲受人は今年3月にこの地区に移住しまして、「林業と里山再生」ということをテーマに林業を中心に行っております。この10月1日からは真庭市の地域おこし協力隊に登録して活動も行っています。こちらにさっきのテーマをする関係で、地区の人からの紹介で譲渡人から昨年10月に住居の譲受けを行っております。その際に、譲渡人が所有する山林や田についても今後譲ってもらえるということになっておりましたそうで、今回この申請となつたようです。譲受人の耕作状況ですけれども、林業を中心に行っているんですけれども、申請地の一つではサツマイモなどの野菜の栽培を現在行っています。もう一方の田については、現在地域の他の人が耕作をしておりますけれども、農機具等がまだミニ耕運機と刈り払い機のみということで、地域に営農組合がありますので、そこと近隣の人、農業をやっている人に相談をして今後どうしていくかというのを検討していくということでございました。この後も必要な農作業には従事する

と認められると思います。その他指摘事項はありません。
以上です。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号 4 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号 4 でございますが、市外、勝山の譲渡人が、勝山の譲受人に、申請農地、田 3 筆 3, 494 m²を、贈与により持分 2 分の 1 を所有権移転し、現在の持分 2 分の 1 と合わせて共有名義から個人名義とする申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、1 番委員さんから説明をお願いいたします。

1 番委員 議長。

議 長 はい、1 番委員。

1 番委員 1 番です。

番号 4 につきまして、去る 9 月 30 日に譲渡人の市内在住の方及び同譲受人との現地調査を行いましたので、内容につきまして報告いたします。なお、県外在住の譲渡人とは電話におきまして内容の確認を行っております。譲渡人は兄弟であり、兄から 2 人に持分 2 分の 1 ずつ本申請地を相続しておりましたけれども、県外に居住している弟より、今後も農地管理ができないということから持分 2 分の 1 を贈与したいとの申出があり、このたび譲受人に権利移転を行うものでございます。譲受人は申請地の相続後から持分 2 分の 1 ではありましたけれども、夫と 2 人で農地の維持管理を行っておりまして、取得後も適切に農地管理を行うものと思われます。その他指摘事項は特にございません。審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号 5 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号 5 でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、田 1 筆 1, 853 m²を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、1 番委員さんから説明をお願いいたします。

1 番委員 議長。

議 長 はい、1 番委員。

1 番委員 1 番です。

番号5につきまして、去る10月4日に譲受人、譲渡人双方立会いの下、現地調査を行いましたので、内容につきましてご報告いたします。

譲受人と譲渡人は隣近所の関係でございまして、申請地につきましては既に譲渡人が体調不良ということもございまして農地の維持管理ができないことから、譲受人が利用権設定を結び農地の管理を行っておるところでございましたが、譲渡人はこの先も自分で農地の管理ができないということから譲受人に売買の話をしていたところ、このたび話がまとまり所有権の移転を行うものでございます。譲受人は勤めをしながら妻、子供とで稻作を中心に約1.5ヘクタールほどの水稻栽培を行っております。そのために必要な農機具もトラクター、田植機、コンバインをはじめ一通り保有しております、申請地取得後も適切な農地管理を行うものと思われます。その他指摘事項につきましては特にありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、番号6について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事

番号6でございますが、市外の譲渡人が、同じく市外の譲受人に、申請農地、田1筆911m²、畠1筆164m²を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長

それでは、現地調査を行った結果について、28番推進委員さんから説明をお願いいたします。

28番推進委員

議長。

議長

はい、28番推進委員。

28番推進委員

28番です。

番号6について報告いたします。

去る9月27日、譲受人、譲渡人は市外、県外に住んでいるため電話で、また9月29日、現地を確認しました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人と譲受人は兄弟であり、譲受人が将来退職した後、地元に帰り野菜作りなどをするということから今回の話がまとまりました。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は退職後、地元に帰り1人で農業を行うということです。それまでは現在耕作管理している人に続けてもらうとのことでした。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございました。

続きまして、番号7について事務局より説明をお願いいたしま

- す。
- 事務局主事 議案の2ページ目をお開きください。
番号7でございますが、落合の譲渡人が、同じく落合の譲受人に、申請農地、畠2筆429.15m²を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 それでは、現地調査を行った結果について、28番推進委員さんから説明をお願いいたします。
- 28番推進委員 議長。
- 議長 はい、28番推進委員。
- 28番推進委員 28番です。
- 番号7について説明いたします。
去る9月29日、譲受人と現地にて話を聞きました。権利移転する事由の詳細ですが、譲渡人と譲受人は親戚関係であり、譲渡人は地区外に住んでおります。本案件の農地は譲受人の自宅前にあり、現在は家庭菜園などを管理していることもあり今回の話がまとまったものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は両親が亡くなつたため姉妹2人で暮らしております、農地取得後も今までどおり家庭菜園、野菜作りなどをしていくとのことでした。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議長 ありがとうございました。
- 続きまして、番号8について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局主事 番号8でございますが、勝山の譲渡人が、同じく勝山の譲受人に、申請農地、田2筆1,986m²を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 それでは、現地調査を行った結果について、34番推進委員さんから説明をお願いいたします。
- 34番推進委員 議長。
- 議長 はい、34番推進委員。
- 34番推進委員 推進委員34番です。
- 番号8についてご報告いたします。
9月27日に譲受人と電話で確認しました。譲渡人とは9月28日に現地確認しました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人とは親子関係になります。譲渡人は高齢になるため、今後は譲受人の息子さんに譲りたいと考え申請するものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は一人でほぼ田を耕作されており、農業機械もあることから引き続き守っていきたいと言われています。その他の指摘事項はありません。審議方よろしくお願ひいたします

- します。
- 議長 ありがとうございました。
- 続きまして、番号9について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局主事 番号9でございますが、市外の譲渡人が、同じく市外の譲受人に、申請農地、畠1筆314m²を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 それでは、現地調査を行った結果について、34番推進委員さんから説明をお願いいたします。
- 34番推進委員 議長。
- 議長 はい、34番推進委員。
- 34番推進委員 推進委員34番です。
- 番号9についてご報告いたします。
- 9月28日に譲渡人と現地を確認し、10月9日に譲受人に電話で確認しました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人と譲渡人の関係はありません。譲渡人は現在倉敷に住んでおられ、実家にはお母様が住んでおりましたが、今はお姉様が見ておられ、実家には誰もおらず、今後も帰る予定もないことから実家と二、三分のところにある畠と一緒にどなたかに渡したいと譲受人を探していたところ、不動産を通じ、譲受人との話がまとまり今回申請するものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は現在市外に住まわれていますが、家にある倉を造り替えて倉サウナにしたいとのことでした。近くにある畠は今後自分で食べる果物を作るようにならうと言っています。農機具は現在ありませんが、必要なものは近く購入されて草刈り等をされるそうです。■
■に入られており、仲間も手伝ってくれると言っておられました。そのほかの指摘事項はありません。審議方よろしくお願ひいたします。
- 議長 ありがとうございました。
- 続きまして、番号10について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局主事 番号10でございますが、市外の譲渡人が、勝山の譲受人に、申請農地、田1筆875m²を、贈与によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 それでは、現地調査を行った結果について、14番委員さんから説明をお願いいたします。
- 14番委員 議長。
- 議長 はい、14番委員。

14番委員 14番です。

審議番号10番について報告します。

10月1日に譲受人立会いで現地を確認し、聞き取りを行いました。譲渡人には9月8日に9月の審議案件があった際に併せて電話で確認しておりました。申請地は水稻作付の整備田です。権利移転の理由ですが、譲渡人は相続により取得した申請地を今後も管理することができないことから贈与を考え、今まで管理を依頼していた耕作人に相談したところ、現耕作人はそれを諸事情で引き受けられることができないということから、関係者、地域で話合いができる、申請地に隣接する田を耕作している譲受人が贈与を受けることとなったものです。譲受人の耕作状況ですが、譲受人は夫婦共働きの兼業農家で、水稻40アールほどを耕作しております。栽培に必要な作業機械も所有しておりますし、現在耕作地も適正に管理されております。申請地取得後も何ら問題なく維持管理されるものと思います。その他指摘事項はありません。ご審議方よろしくお願いします。

議長 ありがとうございました。

続きまして、番号11について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 番号11でございますが、市外の譲渡人が、同じく市外の譲受人に、申請農地、畠2筆1,672m²を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願いします。

議長 それでは、現地調査を行った結果については、4番委員さんが欠席されておりますので事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事 議長。

議長 はい、事務局。

事務局主事 代読いたします。

番号11について、譲受人、譲渡人、市外在住のため、電話確認を10月2日に行った上で現地調査を行いました。譲渡人は高校卒業後、岡山市に移住して仕事をしており、両親が対象農地を耕作管理してきましたが、高齢により2019年に父親が亡くなり、母親を引き取り一緒に生活してきました。畠とあって借手も見つからず約6年間不作付状況でしたが、不動産会社に依頼していました結果、このたび家屋と併せ売買の話がまとまり譲受人が取得するものです。譲受人は非農家で母と2人暮らしで、農地を取得したことにより野菜、果樹などを移住して栽培することにしています。農機具等も徐々に購入し、自ら耕作することを楽しみにしており、必要な農作業に従事すると認められます。その他指

- 摘要事項はありません。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 ありがとうございました。
- 続きまして、番号12について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局主事 番号12でございますが、湯原の譲渡人が、同じく湯原の譲受人に、申請農地、畝1筆206m²を、売買によります所有権移転の申請でございます。ご審議方よろしくお願ひします。
- 議長 それでは、現地調査を行った結果について、38番推進委員さんから説明をお願いいたします。
- 38番推進委員 議長。
- 議長 はい、38番推進委員。
- 38番推進委員 38番推進委員です。
- 9月28日に譲渡人と、それと相手の人と立会いの下、話を聞きました。その辺につきましては、前々から本件につきましては譲受人から打診があり売買について合意しましたが、分筆費用の関係もあり留保されていました。今回売買契約締結に至りました。また、そこの農地につきましては取得された人の家の真ん前にあり、ここで野菜なんかを作っていくということで、合意しまして取得することとなりました。この農地取得者の本人は99歳ぐらいの高齢者なんで、ここの家の農業はその人の孫を養子にして自分とこの農業を進めているところであります。それで、この養子縁組をした息子は地域においてはまずいないほど専業農家で一生懸命頑張っております。農機具もほとんどの農機具を持っておりましてしていますので大丈夫だと思っております。その他問題のあることはないと思いますんで、よろしくお願ひします。
- 以上でございます。
- 議長 ありがとうございました。
- 以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。
- これより質疑に入ります。
- 質問のある方は挙手でお願いします。
- 質疑はございませんか。
- <「質疑なし」の声>
- 議長 ないようです。
- これをもって質疑を打ち切ります。
- これより議案第42号を採決いたします。
- お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

- 議長 異議なしと認めます。
- よって、議案第42号、農地法第3条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。
- 日程3、議案第43号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。
- 番号1について事務局より説明をお願いいたします。
- 事務局主幹 議長。
- 議長 はい、事務局。
- 事務局主幹 失礼いたします。議案第43号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議について、本日審議していただく案件は4件でございます。
- 3ページをお開きください。
- 番号1でございます。
- 申請人（北房）は、既存の墓地が山間部にあり参拝や維持管理が不便であることから、申請農地、田1筆14m²を、墓地用地とするため、転用申請するものです。農地区分は1種農地と判断されますが、備考欄に記載のとおり、農振農用地区域からの除外は完了しております。転用に伴う費用ですが、土地造成 [REDACTED] 円。資金の内訳ですが、自己資金 [REDACTED] 円となっており、残高証明により資金の確認がでております。添付書類として、被害防除計画書のほか土地利用計画図等土地造成に関する書類一式が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。
- 議長 それでは、現地調査を行った結果について、7番委員さんから説明をお願いいたします。
- 7番委員 議長。
- 議長 はい、7番委員。
- 7番委員 9月29日に現地確認を申請人と行いました。転用しようとする事由の詳細ですけれども、墓地については先ほど事務局からもありましたように、他地区の山沿いの高台にある集団の共同霊園にあります。道路が狭いために擦れ違いができないことで、より行くのが大変だということもありますし、それから管理費が値上がりしたということで移転を考えていたそうです。知人から近くの墓地を紹介してもらいましたけれども、名変の関係等で断念しまして、その後、その友人から前に畠があるのでそこにしたらどうかという提案をもらって、このたび分筆ができたので申請をされました。申請地の位置ですけれども、自宅前の市道を挟んだ西

南、大体4mぐらいのところにあります。周辺の状況ですけれども、東が田、西が田、南、畑、北が市道というふうになっております。周辺農地への影響ですけれども、申請地は申請人の畠の中に入り、隣接して田もありますけれども、墓地ということで日照や通風等に支障はないと思われます。また、近隣の住人や隣接する田の地権者には同意を得ているということです。その他指摘事項はありません。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、番号2について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹

番号2でございます。

申請人（地方自治体）は、近年全国的に多発している土砂災害に対応するための訓練や既存の訓練施設が手狭で十分に実施できていないことから、申請農地、田1筆276m²を、消防訓練施設用地とするため、転用申請するものです。備考欄にも記載しておりますが、申請人は申請農地を訓練施設用地として整備するため、土地収用により令和7年5月2日に取得しております。農地区分は、2種農地と判断されます。転用に伴う費用ですが、施設整備事業費として [REDACTED] 円を令和7年度に予算計上しております。添付書類として、被害防除計画書のほか土地利用計画図等土地造成に関する書類一式が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長

それでは、現地調査を行った結果について、10番委員さんから説明をお願いいたします。

10番委員

10番です。

議 長

はい、10番委員。

10番委員

9月29日に消防署に出向き、聞き取りを行いました。訓練場が手狭になったので訓練場内に置いてある資材を周辺農地を収用したので埋立てし、資材置場とし活用します。そして、訓練場を手広く利用したいということでございますのでよろしくお願いします。申請地の位置としましては、消防署の西北側で、それから周辺の状況は東が農地で不耕作地、西が道を挟んで農地、南が消防署、北は市道を挟んで宅地であります。周辺農地への影響はありません。その他として別にありません。よろしくお願いします。

ありがとうございました。

続きまして、番号3について事務局より説明をお願いいたします

す。

事務局主幹 番号 3 でございます。

4 ページをお開きください。

申請人（勝山）は、既存の墓地が山間部にあり参拝や維持管理が不便であることから、申請農地、畠 1 筆 2 0 m²を、墓地用地とするため、転用申請するものです。農地区分は、2 種農地と判断されます。転用に伴う費用は、土地造成、建物施設を合わせ [REDACTED] 円。資金の内訳ですが、自己資金 [REDACTED] 円、借入金 [REDACTED] 円となっており、それぞれ残高証明、金融機関の融資証明により資金の確認がでております。添付書類として、被害防除計画書のほか土地利用計画図等土地造成に関する書類一式が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議 長 それでは、現地調査を行った結果について、36 番推進委員さんから説明をお願いいたします。

36 番推進委員 議長。

議 長 はい、36 番推進委員。

36 番推進委員 36 番推進委員です。

番号 3 につきまして報告申し上げます。

9月 27 日、申請人立会いの下、現地確認を行いました。転用しようとする事由の詳細ですが、申請人は墓地が山の麓にあるため、周りの木が大きくなり、落ち葉がたまり清掃するのが大変で、今後倒木で墓石が破壊されないか心配で転用するものです。申請地の近隣住民の承諾は得ています。申請地の位置等ですが、申請地は申請人の自宅から東方向へ約 50 m ほど離れた畠地の中央付近の位置にあります。周囲の状況ですが、東が山林、西が市道、南が畠、北が畠。周辺農地への影響ですが、申請地は周囲を山林、畠、市道で、日照、通風等、周囲農地への営農条件には特に支障を来すこととはないと思われます。

以上のとおり本案件は転用はやむを得ないものであり、周辺農地への影響につきましても問題がないと思われますので審議方よろしくお願ひいたします。その他指摘事項はございません。

議 長 ありがとうございました。

続きまして、番号 4 について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 番号 4 でございます。

申請人（八束）は、管理する住宅の駐車場が狭小であることから、申請農地、畠 1 筆 8 3 m²を、駐車場としてカーポートを設置

するため、転用申請するものです。農地区分ですが、2種農地と判断されます。建蔽率は43.4%となります。転用に伴う費用は、土地造成、建物施設合わせ [REDACTED] 円。資金の内訳ですが、自己資金 [REDACTED] 円となっており、残高証明により資金の確認がでております。添付書類として、被害防除計画書のほか土地利用計画図等土地造成等に関する書類一式が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、現地調査を行った結果について、9番委員さんから説明をお願いいたします。

9番委員 議長。

議長 はい、9番委員。

9番委員 9番です。

番号4についてご報告します。

現地確認ですが、10月8日、申請人立会いの下、行っております。転用しようとする事由の詳細ですが、申請人の孫が結婚して同じ集落の空き家を借りて現在住んでおりますが、そこには駐車場がないため、その空き家のすぐ近くにある申請農地を転用して駐車場とし、カーポートを建てるものであります。申請地の位置等ですが、真庭市下長田、[REDACTED] の南約60mの場所に位置しております。周囲の状況ですが、東側は消防機庫を挟んでそのお孫さんの住まれるおうち、それから西側、畠、南が畠、北が墓地となっております。周辺農地への影響ですが、日照、通風等、周辺農地への影響はないものと思われますのでご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

＜「質疑なし」の声＞

議長 これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第43号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

＜「異議なし」の声＞

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第43号、農地法第4条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程4、議案第44号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議についてを議題といたします。

番号1について事務局より説明をお願いいたします。

事務局主幹 議長

議長。

事務局主幹

はい、事務局。

議案第44号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議について、本日ご審議いただく案件は1件でございます。

5ページをご覧ください。

番号1でございます。

申請人、譲受人（市外法人）は、宅建業を営んでおります。このたび申請地の周辺に病院や商業施設が立地しており宅地化が進んでいることから、申請農地、田2筆1, 916m²を、譲渡人（市外）から譲り受け、分譲宅地10区画及び進入路を整備するため、転用申請するものです。農地区分ですが、備考欄に記載しておりますとおり都市計画法に規定する用途区域に該当するため3種農地と判断されます。転用に伴う費用ですが、土地購入

円、土地造成 円。資金の内訳として、自己資金 円となっており、残高証明により資金の確認ができます。添付書類として、被害防除計画書のほか土地利用計画図等造成に関する書類一式が添付されております。申請地周辺に影響を受ける農地はございません。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、現地調査を行った結果について、5番委員さんから説明をお願いいたします。

5番委員

議長。

議長

はい、5番委員。

5番委員

5番委員です。

審議番号1につきまして、10月4日に関係者立会の下、現地確認及び調査を行いました。権利移転する事由の詳細ですが、譲受人は岡山県宅地建物取引業協会の業者で、代表取締役と譲渡人は同一人であります。転用目的は、宅地目的の分譲住宅です。申請地の位置と転用しようとする周辺の状況は、東に県道 線の一部と田、また200mほど先に 駅があります。西は畠があり、また200mほど先に大きな医療機関があります。南はJR姫新線、北は宅地進入路と住宅です。JRと県道の交差しているところは高架橋になっているので県道からの出入りはでき

ません。周辺農地への影響ですが、申請地に隣接している田がありますが、申請地と同一人です。西は畠、日照、通風等に支障を来すことはないと思われます。また、排水計画もしており、この地域の水利組合には10区画分譲住宅に転用するための同意を得ております。

以上のとおり本案件について転用はやむを得ないものであり、周辺農地への影響についても問題ないと思われますのでよろしくお願ひいたします。

以上です。

議 長

ありがとうございました。

以上をもちまして事務局及び地元委員さんからの説明を終わらせていただきます。

これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議 長

ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第44号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議 長

異議なしと認めます。

よって、議案第44号、農地法第5条の規定による許可申請書の審議については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程5、議案第45号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局主事

議長。

議 長

はい、事務局。

事務局主事

議案第45号について、7ページをご覧ください。

議案第45号、農用地利用集積等促進計画の公告について。

本件は一括方式となっており、農地中間管理機構である岡山県農林漁業担い手育成財団が農地の貸手から賃貸借権等の設定を受けて中間管理権を取得するのと同時に、受け手に対して転貸による賃借権設定を同時に行うもので、田38筆、畠9筆が賃借権設定されるものでございます。また、10ページの所有権移転につき

ましては、田1筆1, 982m²が、川上の譲渡人から、岡山県農林漁業担い手育成財団を通じて、同じく川上の譲受人へ、売買により移転するものでございます。案といたしまして、令和7年1月10日付で公告の予定でございます。内容については全件とも問題ないものと考えます。お目通しの上、ご審議方よろしくお願ひします。

議長

それでは、お目通しのほうをお願いいたします。

それでは、これより質疑に入ります。

質問のある方は挙手でお願いいたします。

質疑はございませんか。

<「質疑なし」の声>

議長

ないようです。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより議案第45号を採決いたします。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

<「異議なし」の声>

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第45号、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の公告については、原案のとおり可決されました。

続きまして、日程6、報告第17号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局次長

議長。

議長

はい、事務局。

事務局次長

報告第17号についてご説明いたします。

11ページをお開きください。

報告第17号、農地法第18条第6項の規定による農地の貸借の合意解約については、次の2件がございました。添付書類等もそろっておりますので受理いたしました。

以上で報告案件の説明を終了いたします。ご確認のほどよろしくお願ひいたします。

議長

報告第17号について、質問、意見等ありましたらお願ひいたします。

<「質疑なし」の声>

議長

ないようです。

それでは、質問、意見等ないようですので、これらの案件は報告

案件でございますのでご了解いただきたいというふうに思います。

以上をもちまして本総会に付議された案件は全て終了いたしました。

(午前10時50分 閉会)

